

第 53 期・第 54 期総代選挙の公示

次の通り実施するので公示します。

令和7年5月26日

埼玉県民共済生活協同組合(さいたま市中央区上落合 2-5-22)

総代選挙管理委員長 伊藤 一則

1. 選挙区並びに総代定数

1区	さいたま市(浦和・中央・桜・南・緑の各区)	9名
2区	さいたま市(大宮・西・北・見沼・岩槻の各区)	11名
3区	川越・所沢・富士見・ふじみ野市及び三芳町	14名
4区	飯能・狭山・入間・鶴ヶ島・日高市及び毛呂山・越生町	10名
5区	秩父市並びに横瀬・皆野・長瀬・小鹿野町及び東秩父村	2名
6区	本庄市及び美里・神川・上里町	2名
7区	熊谷・深谷市及び寄居町	7名
8区	東松山・坂戸市及び滑川・嵐山・小川・ときがわ・川島・吉見・鳩山町	6名
9区	行田・加須・羽生市	5名
10区	鴻巣・上尾・桶川・北本市及び伊奈町	10名
11区	春日部・久喜・蓮田・幸手・白岡市及び宮代・杉戸町	12名
12区	越谷・八潮・三郷・吉川市及び松伏町	11名
13区	川口・草加市	13名
14区	蕨・戸田・朝霞・志木・和光・新座市	8名

なお、立候補できる選挙区は、現住所の属する選挙区とする(埼玉県内に現住所がない場合は、県内勤務地を現住所とみなすものとする)。

2. 立候補の受付並びに方法

所定の総代立候補届(埼玉県民共済事務所にあるので請求のこと)にご記入の上、6月9日(必着)までに埼玉県民共済総務部気付総代選挙管理委員長宛に郵送のこと。

但し、令和6年8月1日以降の新規加入者及び総代選挙規約第15条に定める被選挙権を有しない者は立候補できない。

3. 立候補者の氏名の公告方法

6月13日に埼玉県民共済事務所掲示板に掲示して行う。

4. 投票の日時及び方法

埼玉県民共済事務所にて6月27日午前10時より午後4時迄実施する。選挙権は令和6年7月31日現在の組合員が有し、投票には組合員証を持参し投票用紙に記載されている立候補者の中から定数以内の者に○を付けて行う。当該選挙区割りの組合員数の100分の1以上の有効信任得票を得た者でかつ得票の多い順に当選とする。総代定数に達する当選者を得られない場合は、総代候補者推薦委員会が推薦した総代候補者を推薦順位に従い当選とする。

5. 当選者の公告方法及び通知

6月30日埼玉県民共済事務所掲示板にて行う。又同日以降に本人に文書を以て通知する。

以上